

介護福祉士養成施設等感染症予防対策事業費補助金交付要綱

令和2年7月22日

制 定

改 正 令和2年11月16日

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、介護福祉士養成施設等が行う感染予防に必要な衛生用品の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において、介護福祉士養成施設等感染症予防対策事業費補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 介護福祉士を目指す学生が通う介護福祉士養成施設等では、学生同士がモデルになって介護技術を習得する介護演習や、高齢者施設等において介護現場の実態を学ぶ介護実習等によって学習する必要があることから、介護福祉士養成施設等における感染予防に必要なマスクや消毒液等の衛生用品の購入に要する経費を補助することで、学生間の実習先である高齢者施設の高齢者等への感染拡大を防止することを目的とする。

(交付の対象となる事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（令和2年9月7日社援発0907第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」の別添31「介護福祉士養成施設等における感染症予防対策事業」に基づき、次の各号に掲げる施設等が実施する感染予防対策事業とする。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）（以下「法」という。）

第40条第2項第1号の規定に基づき沖縄県知事が指定した介護福祉士養成施設

(2) 法第7条第3号の規定に基づき沖縄県知事が指定した社会福祉士一般養成施設

(3) 法第7条第1号の規定に基づき文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めることができる大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学）（以下「社会福祉士学校」という。）で、沖縄県内に所在する大学

(補助基準額等)

第4条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める補助基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

(申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、様式1に知事が定める書類を添えて、知事の定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書等の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについて交付決定を行い、様式2によりその決定の内容を交付申請した者に通知するものとする。

(変更申請)

第7条 前条の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、この補助金の交付決定後の補助事業の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式3を知事の定める日までに知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請があった場合は、前条の規定を準用し、様式4によりその決定内容を変更交付決定するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式3を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付の決定には、以下に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を得なければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）には、様式5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間（補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間。以下同じ。）保管しておかななければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行について知事が報告を求めたときは、様式6を知事に速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の実績について、当該補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又はこの補助金の交付決定があった年度の2月末のいずれか早い日までに様式7を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の決定の通知)

第12条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額の確定の通知を行うものとする。

(補助金交付)

第13条 この補助金は、前条による額の確定後、補助事業者から提出される様式9による補助金請求書により交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第14条 知事は、次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令に基づき知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

2 知事は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年7月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和3年3月31日にその効力を失う。ただし、この要綱に基づき同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年11月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。